監査委員告示第３号

地方自治法第１９９条の規定に基づく監査結果の公表について

平成３１年３月１４日

木津川市監査委員　西　井　　正
木津川市監査委員　島　野　　均

定期監査結果について

地方自治法第１９９条第４項の規定により、同条第１項及び第２項に規定する事務の監査を実施したので、同条第９項の規定により下記のとおり公表します。

記

１　監査執行年月日　　平成３１年１月２８日（月）

２　監査対象部局及び監査の対象

健康福祉部

社会福祉課

(1) 民生児童委員活動事業費の実施状況について（平成３０年１２月末時点）
(2) 平成２９年度に実施された臨時福祉給付金（経済対策分）について
(3) 審査事務サポートシステムの活用状況について（平成３０年１２月末時点）
(4) 郵便切手等調査について（調査票）

くらしサポート課

(1) 生活保護扶助に係る返還金債権の返還状況について（平成３０年１２月末時点）
(2) 生活困窮者自立支援事業費について（平成３０年１２月末時点）
(3) 郵便切手等調査について（調査票）

高齢介護課

(1) 在宅高齢者等配食サービス事業の実施状況について（平成３０年１月末時点）
(2) 地域包括支援センター事業の委託状況について（平成３０年１２月末

時点）

(3) 郵便切手等調査について（調査票）

こども宝課

(1) 子育て支援センターの設置と運営について（平成３０年１２月末時点）

(2) 税外債権に係る滞納整理状況について（平成３０年１２月末時点）

(3) ファミリー・サポート・センター事業費について（平成３０年１２月末時点）

(4) 小谷児童館の現況について

(5) 郵便切手等調査について（調査票）

健康推進課

(1) 健幸クラウドシステムの分析結果の活用について

(2) がん検診申込書作成業務委託について（平成３０年度分）

(3) 郵便切手等調査について（調査票）

３　監 査 の 方 法

監査対象事項に係る内容及び執行状況等について、提出された監査資料に基づき、担当職員から聴取による方法で実施した。

４　監　査　結　果

歳入歳出予算の執行状況をもとに監査対象部局の財務に関する事務の執行について監査を行い、併せて当該部局における所掌事務の執行状況について提出された監査資料に基づき、担当職員から聴取し監査を実施した結果、監査を行った範囲内において適正に処理されていた。

なお、以下の点について意見を述べる。

【社会福祉課】

民生児童委員活動事業についてであるが、市内には、４つの民生児童委員協議会（以下「単位民児協」という。）が組織されており、これらの単位民児協の活動資金には、府および府民児協ならびに市からの補助金のほかに、会員からの会費と、前年度からの繰越金が充てられている。そして、単位民児協はこれらの資金を活用し、地域活動事業のほか、会員の知識向上を図るため、管外研修を実施している。

ところで、この管外研修には、参加した委員個人に要する経費として、別途参加費を徴収しているとのことだが、資料として提出された各単位民児協の予算書では、市補助金の大半が研修旅費に充てられていると見られかねないことから、事業完了報告書には、活動補助金がどのように活用されたのかが分かる

よう、記載内容について工夫されたい。
　また、毎年繰越金が発生していることから、繰越金の発生理由、内容についても確認を行うとともに、繰越金に市単費補助部分が含まれていないことの確認も併せて行われたい。
　次に、くらしの資金貸付事業についてであるが、木津川市社会福祉協議会（以下「社会福祉協議会」という。）に事業を委託して実施しているが、今年度も含め、ここ数年においてもほとんど貸付実績がないことから、今後の事業実施の存否を検討する必要があるのではないかと考える。また、貸付額に対して、多額の償還残高が発生していることから、貸付者に対する督促、回収に向けた取組を強化するよう、社会福祉協議会に対して指導を行われたい。
　郵便切手等については、保管枚数と受払簿の残数が一致していることを確認した。適正に管理されており評価できる。今後も適正な管理を行われたい。

【くらしサポート課】
　生活保護費についてであるが、一部の受給者においては市役所窓口における現金払いであることから、現金の取り扱いや保管管理については、十分注意されたい。
　また、庁内における窓口対応についてであるが、他の自治体で様々なトラブルが発生していることから、木津川市においても、職員の安全管理には十分注意を払われたい。
　郵便切手等については、保管枚数と受払簿の残数が一致していることを確認した。適正に管理されており評価できる。今後も適正な管理を行われたい。

【高齢介護課】
　地域包括支援センター事業の委託についてであるが、受託業者からの業務実績報告を受けた際に行なう指示、指導内容は、事業実施の検収の重要な証拠となることから、紙面で残すよう努められたい。また、その委託料の中に、受託業者の他事業の経費が含まれることのないよう、支出内容についても十分確認を行われたい。
　なお、木津老人福祉センター（以下「当センター」という。）は、社会福祉協議会（以下「協議会」という。）が指定管理者となり、管理が行なわれているところであるが、当センター内に、指定管理者である協議会の事務所が設置されていることから、当センターにおける協議会使用部分と当センター業務使用部分の光熱水費等の経費割合の確認を行なうとともに、協議会事務所部分の行政財産使用許可ならびに使用料徴収に向けた取組を迅速に進められたい。合わせて、指定管理に係る収支決算報告の内容についても十分精査を行われたい。
　郵便切手等については、保管枚数と受払簿の残数が一致していることを確認した。適正に管理されており評価できる。今後も適正な管理を行われたい。

【こども宝課】

保育料ならびに児童クラブ使用料の滞納整理についてであるが、「木津川市保育所保育料滞納対策等の実施に関する規則」および「木津川市債権管理条例」に基づき、今後も引き続き適正な債権管理に努めるとともに、悪質な滞納者には強制徴収を行なうなど、取組を強化されたい。

ファミリーサポート事業については社会福祉協議会に委託して実施しているが、その委託料の中に受託業者である社会福祉協議会の他事業の経費が含まれることのないよう、十分に確認を行われたい。

次に、各市内保育園の歳出執行状況であるが、備品購入費が現時点で未執行のものが見受けられる。備品購入の予算は、当初において必要なものとして計上されていることから、今後、早急に購入するよう努められたい。また、保育等で使用する教材や消耗品について、市外の特定の業者からの購入される事例が多く見受けられる。市内業者で調達できる消耗品については、できるかぎり市内業者を優先されたいが、その際、市外業者と市内業者との比較や一括購入も併せて検討する等、経費削減に向けた取組を推進されたい。

また、市立保育園において、平成３０年３月に１回、６月に２回、食物アレルギーを持つ園児に対して、アレルギー食材を誤って提供する事案が相次いで発生した。子供の命を預かる保育園において、決してあってはならない事案であり、本事案発生後に行なわれた職員研修等の対応を引き続いて行ない、再発防止を徹底するよう、強く要望するものである。

郵便切手等については、保管枚数と受払簿の残数が一致していることを確認した。適正に管理されており評価できる。今後も適正な管理を行われたい。

【健康推進課】

健幸クラウドシステム事業についてであるが、多額の経費をかけて事業実施し、市民全体として、主にロコモティブシンドロームが課題であるという分析結果が出た。今後、分析結果について有効に活用されるよう、主導的な立場で庁内関係課と協議を実施するとともに、健康増進に向けた施策を展開されたい。

次に、がん検診申込書に関する帳票印刷業務についてであるが、業務内容の中に一部再委託しているものが含まれる。今後、契約の締結に際しては、業者選定も含め、業務内容、受託業者、再委託される場合はその再委託先等、詳細な部分まで内容を検討し把握した上で、契約事務を実施されたい。

郵便切手等については、それぞれの事業ごとに受払簿が調製され、保管枚数と受払簿の残数が一致していることは確認できたが、事業担当職員がそれぞれ自己の机で保管していた。本来、施錠された場所で一括管理されるべきものであり、別々に管理することにより、紛失の危険性があることから、今後一括管理するよう指導されたい。

【こども宝課・健康推進課共通】

　こども宝課所管の「子育て支援センター」と健康推進課所管の「子育て世代包括支援センター」についてであるが、実施している事業の対象者が重複するため、それぞれの役割を市民に分かるよう周知に努めるとともに、双方が連携を図り、産前産後における切れ目のない、効率的かつ効果的なサービスの提供を進められたい。